



平成 26 年 7 月 22 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG 株式会社
代 表 者 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画部長 米尾 哲治
電話番号 03-5730-2641

ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）
に関するご説明（Q&A）

平成26年7月22日付公表「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）（以下「本新株予約権無償割当て」といい、本新株予約権無償割当てにより株主の皆様へ割り当てられる当社第26回新株予約権を、以下「本新株予約権」といいます。）について、Q&A等の説明資料を作成いたしましたので、ご参照いただくようお願いいたします。

本新株予約権無償割当ての株主確定日（割当基準日）である平成 26 年 7 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主の皆様及びその他一般の投資家の皆様（株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録されていない方）におかれましては、「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するご説明（Q&A）」に加えて、EDINET（URL：http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）にて縦覧されている当社の平成 26 年 7 月 22 日付提出の有価証券届出書も併せてご参照いただき、本新株予約権及び本新株予約権無償割当て並びに本新株予約権無償割当てによる資金調達方法の内容について十分にご理解いただいた上で、本新株予約権についてのご判断をいただきますよう、お願い申し上げます。

本件に関する専用お問合せ窓口

藍澤証券株式会社 営業サポート部 電話：0120-981-580

(土・日・祝日を除く平日 8：30～17：00)

アンジェス MG株式会社 経営企画部 電話：03-5730-2641

(土・日・祝日を除く平日 9：30～17：30)

※各種事務手続きに関しては、各株主様のお取引先の証券会社にお問い合わせください。

アンジェス MG ライツ・オファリング専用ホームページ <http://www.ro-angesmg.com>



ライツ・オファリング
(ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て)
に関するご説明 (Q&A)

平成 26 年 7 月 22 日



目次

1. ライツ・オファリングの基本的な仕組みについて.....	2
2. 本新株予約権の割当てについて.....	8
3. 本新株予約権の行使について.....	10
4. 本新株予約権の取引について.....	12
5. 本新株予約権の税金について.....	14
6. 大量保有報告書の提出義務について.....	15
7. スケジュールについて.....	18
8. 本件の問い合わせについて.....	20

1. ライツ・オフリングの基本的な仕組みについて

Q1-1	ライツ・オフリングとは何か？
A1-1	<p>ライツ・オフリングとは、新株予約権を全ての株主（当社を除きます。）を対象に無償で割当て、当該新株予約権を行使していただくことにより、会社が資金調達をする手法の一つであります。</p> <p>本件では、当社普通株式1株に対して1個の本新株予約権が割当てられ、行使期間内に行使価額が払い込まれた場合に、当社普通株式1株が交付されます。</p> <p>なお、本新株予約権の特徴としては、本新株予約権は東京証券取引所に上場される予定ですので、新株予約権の行使を希望されない株主様は、新株予約権の上場期間中、新株予約権を市場で売却することも可能です。</p>

Q1-2	ライツ・オフリングの特徴とは？
A1-2	<p>ライツ・オフリングは、一般的な公募増資や第三者割当増資と比較して、既存株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて新株予約権が割当てられる点に特徴があります。この点、一般的な公募増資や第三者割当増資においては、大多数の既存株主は公募増資や第三者割当増資に参加する機会を付与されず、既存株主においてその持分の希薄化が生じることになります。これに対して、ライツ・オフリングでは、新株予約権を行使することにより、持分の希薄化の影響を極小化することが可能です。</p> <p>また、ライツ・オフリングは、(株式の)株主割当増資や従来の新株予約権の無償割当てと比較して、割当てられた新株予約権が証券取引所において上場される点に特徴があります。この点、(株式の)株主割当増資では、株式を引き受ける権利の第三者への譲渡が基本的に認められず、また、従来の新株予約権の無償割当てでは、割当てられた新株予約権の売却の機会が実質的には限られるため、新株予約権が割当てられた株主はそれを行使するか失権させるかの二択を迫られることとなります。これらに対して、ライツ・オフリングでは、新株予約権は証券取引所において上場され、市場取引による売却の選択肢が新株予約権者に与えられているため、新株予約権の行使を望まない場合は、新株予約権を市場取引により売却しその対価を得ることが可能です。</p>

Q1-3	ノンコミットメント型とはどういうことか？
A1-3	<p>ノンコミットメント型とは、行使期間内において行使されなかった新株予約権が消滅（失権）するものであり、本件は、ノンコミットメント型のライツ・オフリングに該当します。</p> <p>（これに対して、発行会社が、一定期間内に行使されなかった新株予約権を全て取得</p>

	した後、特定の証券会社が当該新株予約権を譲り受けた上で行使することを約束するスキームのライツ・オファリングをコミットメント型といいます。)
--	-----------------------------------------------------------------------

Q1-4	新株予約権とは何か？
A1-4	新株予約権とは、その権利を保有する者（新株予約権者）が、行使期間において行使し行使価額（新株予約権の行使に際して払込みを要する当社普通株式1株当たりの金額をいいます。）を払い込むことにより、発行会社から、その新株式の発行、又は自己株式の交付を受けることができる権利をいいます。

Q1-5	本新株予約権の上場について教えてほしい
A1-5	<p>本新株予約権無償割当てに係る株主確定日である平成26年7月31日（木）の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権が無償で割当てられます。</p> <p>また、当該株主確定日の翌営業日である平成26年8月1日（金）から本新株予約権は東京証券取引所へ上場される予定であり、上場されている間は同市場での売買が可能となります。</p> <p>なお、本新株予約権の上場廃止日は平成26年9月24日（水）を予定しております。同市場における最終売買日は、上場廃止日の前営業日である9月22日（月）を予定しておりますが、売買の取次ぎについての詳細は、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>

Q1-6	本新株予約権の割当て後はどうすればよいのか？
A1-6	<p>本新株予約権が割当てられた場合、新株予約権者の選択肢としては、以下の3つが考えられます。</p> <p>① 本新株予約権を行使して当社普通株式を取得する</p> <p>② 本新株予約権を市場で売却して売却代金を得る</p> <p>③ ①及び②のいずれも行わない</p> <p>なお、③の場合、本新株予約権が消滅（失権）し、希薄化により生じる不利益を被る可能性がございますので、ご注意ください。</p> <p>① 本新株予約権を行使する場合、行使価額（1個＝1株当たり288円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴収する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込むことにより、当社普通株式を取得することとなります（詳細は「3. 本新株予約権の行使について」をご参照ください。）。</p> <p>② 本新株予約権を市場で売却する場合、本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額を得ることができますが、当社普通株式を取得することはできません（詳細は「4. 本新株予約権の取引について」をご参照ください。）。</p>

	<p>なお、上記はあくまで本新株予約権が割当てられた場合の一般的な選択肢を示したものであり、本新株予約権の行使、売却又は消滅（失権）の是非につきましては、新株予約権者の皆様ご自身でご判断していただく必要があります。</p> <p>当社は本新株予約権に関して何らの投資判断のアドバイスもすることはできませんので、株主の皆様におかれましては、EDINET（URL：http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/）にて縦覧されている当社の平成26年7月22日付提出の有価証券届出書等をご参照のうえ、ご自身の責任において、本新株予約権に係る投資判断を行ってください。なお、本新株予約権無償割当てについては、当社による平成26年7月22日付公表「ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当て）に関するお知らせ」でも開示がなされております。</p>
--	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>Q1-7</p>	<p>本新株予約権の行使価額等の設定理由について説明してほしい</p>
<p>A1-7</p>	<p>本新株予約権の割当数、本新株予約権の1個当たりの交付株数及び本新株予約権の行使価額につきましては、当社の業績や財務状況、直近の株価動向や出来高、当社の事業上の必要な調達資金の額及び本新株予約権が全て行使された場合における調達金額等を勘案し、既存株主の皆様による本新株予約権の行使の可能性の観点から決定いたしました。</p> <p>その結果、割当数につきましては、当社普通株式1株につき本新株予約権1個を割当てることとし、交付株式数については、本新株予約権1個の行使により当社普通株式1株が交付され、また、行使価額につきましては、1株当たり288円に設定いたしました。本新株予約権の行使価額である288円は、本新株予約権の発行決議日前日である平成26年7月18日の東京証券取引所における当社普通株式の株価終値である481円に対して59.9%、直近1ヶ月間の株価終値の単純平均値571円に対して50.5%、直近3ヶ月間の株価終値の単純平均値487円に対して59.2%、直近6ヶ月間の株価終値の単純平均値496円に対して58.1%にあたります。株主の皆様による本新株予約権を行使していただけるよう行使価額は市場における株価と比較した場合、行使価額は相当程度ディスカウントされたものとなっております。</p> <p>上記の諸要因を勘案して、本新株予約権の行使価額等は決定されたものであり、本新株予約権無償割当てにより調達した資金を基に、「コラテジェン®」の末梢性血管疾患を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を着実に実施し今後の当社の成長基盤を確立することによって企業価値上昇の利益を既存株主にも幅広く享受していただけるように設定されたものとして、本新株予約権の行使価額等については合理的であると考えております。なお、当社が当社普通株式の1株あたりの株式価値を288円と考えているわけではない点にご留意ください。</p>

<p>Q1-8</p>	<p>本新株予約権無償割当てに伴う当社普通株式の権利落ちについて</p>
--------------------	---------------------------------------------

A1-8	<p>本新株予約権無償割当てに伴い、平成26年7月29日（火）より当社普通株式の市場価格に、いわゆる権利落ちが反映される見込みです。</p> <p>ご参考までに、東京証券取引所の「呼値の制限値幅に関する規則」では、権利落ち日の基準値段は、「（権利付最終値＋新株予約権の行使に際して払い込む金額）÷（1＋株式1株に対して割当てられる当該新株予約権の行使により交付される株式の数）」で計算することとされております。したがって、仮に平成26年7月28日（月）（権利付最終買付日）の当社普通株式の終値が500円だった場合には、権利落ち日の基準値段は$(500+288) \div (1+1) = 394$円となります。</p> <p>なお、上記権利落ち日の基準値段は、新株予約権が全て権利行使された場合に発行される株数を前提として計算した理論値であり、実際の市場価格が上記の権利落ち日の基準値段と同一になることを保証するものではありません。予めご了承ください。</p>
------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Q1-9	<p>上位株主は本新株予約権を行使するのか？</p>
A1-9	<p>当社の上位株主による本新株予約権の行使又は売却等に関する意向につきましては、現時点で確認しておりません。また、上位株主の持ち株比率が低いと、積極的な確認はしない予定ですが、上位株主の意向が確認できた場合には別途公表させていただきます。</p>

Q1-10	<p>持分の希薄化について</p>
A1-10	<p>本新株予約権は、株主の皆様が保有する当社普通株式の数に応じて割当てられるため、割当てられた本新株予約権を全て行使した場合には、当該株主様が保有する持分の希薄化（持分割合の希薄化及び1株当たり利益の希薄化）は基本的に生じないものと考えております。また、本新株予約権は東京証券取引所への上場を予定しているため、本新株予約権の行使を希望しない場合には、本新株予約権を市場等で売却することにより、持分の希薄化により生じる経済的な不利益を金銭的な填補により一定程度軽減する機会が得られるようになっております。なお、本新株予約権の売却金額は本新株予約権の市場価格等に左右されますのでご注意ください。</p>

Q1-11	<p>外国居住株主についての新株予約権の割当て、行使及び売買に関する制約について</p>
A1-11	<p>外国居住の株主様につきましては、原則として本新株予約権の売買は可能な一方で、本新株予約権の行使は、以下（※）にございます例外的措置を除き、制限させていただきますこととなります。外国居住の株主様に対する当該制限については、株主平等の原則に抵触する可能性も含め慎重に検討をいたしました。当社といたしましては、</p> <p>（i）一般的によく知られている米国証券法以外にも、可能性としては、米国証券法と同等かそれ以上に厳格な規制を採る海外の法制が存在していることはあり得ることであり、仮にそのような海外規制が存在する場合、当該規制の適用を回避する必要</p>

	<p>があることは、米国証券法の場合と何ら変わりなく、しかも、そもそもそうした海外規制が存在しているかどうかということは詳細な法的調査をしなければ確かには分からないため、そうした海外規制の適用を確実に避けるためには、本件で適用があり得る海外の国又は法域の証券法制を全て特定した上で、かかる証券法制を網羅的に確認し、問題となるのが米国の証券規制だけであるという裏付けを取ることが必要になりますが、このようなことは時間及び費用が極めてかかり現実的には非常に困難であり、また、仮に厳格な証券法制を有する国又は法域に居住する株主に行使を認めた場合には、履践する必要がある登録等の手続きに係るコスト及び時間が極めて大きな負担となり得るため、円滑な資金調達に支障を来す結果となること、他方、(ii) 本件においては、仮に外国居住株主様の行使を制限したとしても新株予約権の上場によって流動性が確保されるため、当該株主様の皆様も市場取引を通じて一定の経済的利益の回収を図れること等を勘案すると、当該制限は株主平等の原則に違反するものではないと判断いたしました。なお、本新株予約権の売却については、下記「4. 本新株予約権の取引について」をご参照ください。</p> <p>※例外的措置について</p> <p>本新株予約権の行使請求取次の依頼日（各証券会社が行使請求に要する事項の通知を発行要項記載の行使請求受付場所に行う日とします。）から7営業日前までに、当該権利行使に係る株主様（実質的に当該新株予約権の行使の権限を有する者）が、本新株予約権の行使に関して当該株主様に適用される証券法その他の外国の法令に基づく規制が課せられないことについて、当該事項を証する資料を当社に提供いただき、かつ当社にて当該事項を確認できた場合は、当該株主様につきましては、本新株予約権の行使を認めさせていただく場合がございます。その場合には、当社よりその旨書面にて通知いたしますので、その後に証券会社様を通じて本新株予約権の行使請求を行っていただくこととなります。本件について例外的措置を希望する外国居住の株主様につきましては、まずは事前に当社経営企画部の問い合わせ先（電話番号：03-5730-2641）または、フィナンシャル・アドバイザーである藍澤證券株式会社営業サポート部の問い合わせ先（電話番号：0120-981-580）までお電話で相談ください。なお、当社の意向にかかわらず、外国居住株主の皆様に対する各国の適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約はある可能性がございますので、各外国居住株主の皆様においては、それぞれに適用される法令について、事前に弁護士等にご相談ください。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Q1-12	信用取引の処理について
-------	-------------

A1-12	<p>現行の制度では、原則として信用取引で買建ている当社普通株式につきましては、お客様の名義にならないことから、お客様が本新株予約権無償割当てを受けることはできません。信用取引に係る各種取扱いの詳細については、お取引先証券会社へお問い合わせください。</p>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Q1-13	<p>株式累積投資や株式ミニ投資の取扱いについて教えて欲しい。</p>
A1-13	<p>株式累積投資や株式ミニ投資の取扱いについては、お取引証券会社へお問い合わせください。</p>

Q1-14	<p>N I S A (少額投資非課税制度) 口座における本新株予約権の割当て、行使及び売買について</p>
A1-14	<p>(1) 本新株予約権の割当て 新株予約権の株主確定日にN I S A口座内に当社普通株式を保有している場合、本新株予約権は各株主様等のN I S A口座に割当てられると理解しておりますが、お取引証券会社によっては異なる場合がありますので、必ずご自身でお取引先証券会社にお問い合わせください。</p> <p>(2) 本新株予約権の行使 N I S A口座に割当てられた本新株予約権を行使した場合は、行使した本新株予約権の個数と同数の当社普通株式をN I S A口座で取得することとなると理解しております。(権利行使方法の詳細は、下記「3. 本新株予約権の行使について」をご参照ください。) 但し、N I S A口座において新たに市場で買付けた本新株予約権は、お取引証券会社によっては本新株予約権の行使ができない場合がありますので、必ずご自身で、お取引証券会社へお問い合わせください。</p> <p>(3) 本新株予約権の売買 各株主様等が、①株主確定日である平成26年7月31日(木)の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式をN I S A口座内で保有する場合に割当てられた本新株予約権、②N I S A口座において新たに買付けた本新株予約権につきましては、N I S A口座内でお取引ができるものと理解しております。 一方、各株主様等が、①株主確定日である平成26年7月31日(木)の最終の株主名簿に記載又は記録された当社普通株式をN I S A口座以外で保有する場合に割当てられた本新株予約権、②N I S A口座以外の口座において新たに買付けた本新株予約権につきましては、N I S A口座に移すことはできないと理解しております。 但し、お取引先証券会社によっては取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身</p>

	でお取引先証券会社にお問い合わせください。
--	-----------------------

Q1-15	単元未満株式を保有する株主にはどのような選択肢があるのか
A1-15	<p>ライツ・オフリングでは、当社の単元株式数である 100 株に満たない当社普通株式に対しても、当社普通株式 1 株に対して本新株予約権 1 個が割当てられます。本新株予約権の行使は 1 個単位から可能です。</p> <p>他方で、本新株予約権の売買単位は 100 個単位となるため、100 個未満の本新株予約権を市場で売買することはできません（なお、市場外での売買については売買単位による制限はありません。）。</p> <p>したがって、単元未満の株式を保有する株主様は、上記「Q1-6. 本新株予約権の割当て後はどうすればよいのか？」で述べた選択肢のうち、②の選択肢がとれないこととなります。</p>

2. 本新株予約権の割当てについて

（平成 26 年 7 月 31 日（木）時点の株主に本新株予約権の割当てがなされます）

Q2-1	保有株式に対して何個の本新株予約権が割当てられるのか？
A2-1	本新株予約権無償割当てに係る株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様の保有する当社普通株式数と同数の本新株予約権が割当てられることとなります。

Q2-2	本新株予約権無償割当てを受けるにはどうしたらよいのか？
A2-2	<p>本新株予約権無償割当てに係る株主確定日は、平成 26 年 7 月 31 日（木）です。同日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特に手続きを経ることなく、本新株予約権無償割当てを受けることができます。</p> <p>本新株予約権無償割当てを受ける権利が付いた当社普通株式の最終売買日は、平成 26 年 7 月 28 日（月）となります。なお、本新株予約権は無償で割当てられますので、本新株予約権の割当てを受けるためには代金をお支払いいただく必要はありません（なお、本新株予約権を行使する場合には行使価額を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）お支払いいただく必要があります。）。</p>

Q2-3	新株予約権証券は発行されるのか、また、本新株予約権の割当ての有無はどのように確認が可能か？
A2-3	<p>本新株予約権について、新株予約権証券は発行されません。</p> <p>当社としては、通常、新株予約権無償割当てに係る株主確定日である平成 26 年 7 月</p>

	31日（木）の翌営業日である平成26年8月1日（金）に、株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様への証券口座に新株予約権の残高が記録されるものと理解しております。詳しくは、必ずご自身でお取引先証券会社にお問い合わせください。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Q2-4	株式を特別口座で保有している株主には、本新株予約権は割当てられるのか？
A2-4	<p>特別口座（三菱UFJ信託銀行株式会社）に記録された株式に対しても本新株予約権が割当てられ、かかる株式と同様に特別口座に記録されます。なお、本新株予約権は、特別口座に記録されたままでは、行使も売却もできません。本新株予約権を行使又は売却される場合は、あらかじめ、本新株予約権者がお取引先証券会社の口座へ本新株予約権を振り替える必要がありますので、お早めにお取引先証券会社において手続を行っていただきますようお願いいたします。</p> <p>※「特別口座」とは、株券の電子化に伴い、証券保管振替機構（ほふり）に預託していない株券を、株主の権利を保全する（守る）ために、株券の発行会社が信託銀行等の金融機関（一般的には株主名簿管理人）に開設する口座です。従いまして、証券会社等が譲渡損益等を計算した「年間取引報告書」を作成し、株主の皆様が簡易に納税申告をおこなうことができるようにすることを目的とする制度（特定口座制度）による「特定口座」ではありませんのでご注意ください。</p>

Q2-5	本新株予約権無償割当て後はどのような書類が、いつどこに送付されてくるのか？
A2-5	<p>本新株予約権無償割当てに係る株主確定日である平成26年7月31日（木）における最終の株主名簿に記載または記録された各株主の皆様に対しては、お取引先証券会社に登録されている住所等を送付先として、平成26年8月21日（木）頃を目途に、本新株予約権に係る株主割当通知書を郵送にてお送りいたします。</p> <p>但し、本新株予約権の売買につきましては、本新株予約権の上場日である平成26年8月1日（金）（予定）からお取引が可能です。本新株予約権の売買のお取引を希望される株主の方は、ご自身でお取引先証券会社へお問い合わせください。</p>

Q2-6	自己株式には本新株予約権は割当てられるのか？
A2-6	会社法第278条第2項の規定により、当社が保有する自己株式には本新株予約権は割当てられません。

Q2-7	単元未満株式にも新株予約権は割当てられるのか？
A2-7	単元未満株式につきましても本新株予約権は割当てられます。なお、単元未満株式を保有している株主様は、当社に対して、単元未満株式の買取り（100株に満たない株式を当社が買取ることを請求することが可能です。当該制度の利用につき、ご希望

	がございましたら、必ずご自身で、お取引先証券会社までお問い合わせください。
--	---------------------------------------

3. 本新株予約権の行使について

(平成 26 年 9 月 5 日 (金) ~ 9 月 30 日 (火) の期間にて受け付けております。)

Q3-1	本新株予約権を行使した場合、何株の株式が手に入るのか？
A3-1	本新株予約権 1 個につき目的となる当社普通株式の数は 1 株となっております。したがって、本新株予約権を行使する場合、本新株予約権の残高が記録されているお取引先証券会社を通じて当社に行使価額 (1 株当たり 288 円) を (お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて) 払い込むことにより、行使した本新株予約権の個数と同数の当社普通株式を取得することとなります。

Q3-2	1 個の本新株予約権の一部 (例えば 0.5 個) を行使することはできるのか、また保有する複数の本新株予約権 (例えば 1,000 個) のうち、その一部 (例えば 500 個) を行使することはできるのか？
A3-2	本新株予約権の発行要項第 5 項 (6) において「各本新株予約権の一部行使はできない」旨定められており、1 個の本新株予約権の一部 (例えば 0.5 個の本新株予約権) のみを行使することはできません。また、ここでいう「一部行使」とは、1 個の本新株予約権の一部 (例えば 0.5 個の本新株予約権) のみを行使することができない旨を定めるものであり、複数の本新株予約権を保有する場合に、その一部の本新株予約権のみを 1 個単位で行使することを禁止する趣旨ではありません。例えば、1,000 個の本新株予約権を保有する本新株予約権者が、そのうち 500 個のみを行使し、残り 500 個は市場で売却することができます。 但し、当社普通株式の単元株式数は 100 株であり、100 の倍数以外の個数の本新株予約権について行使を行い、行使価額を払い込んでいただいた場合は、その行使により取得できる株式の数の全部又は一部が 100 株未満となるため、結果として単元未満株式を取得することになります。単元未満株式は、議決権など、当社普通株式に係る権利の一部が制限され、かつ市場を通じて売却することもできませんのでご注意ください。

Q3-3	本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続きをすればよいのか？
A3-3	本新株予約権を行使する場合は、本新株予約権者の皆様の新株予約権の残高が記録されているお取引先証券会社に対し、振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書に必要

	<p>事項を記入、捺印のうえ、ご提出いただくとともに、行使価額（1株当たり288円）を（お取引先証券会社が手数料等を徴求する場合は、当該手数料等と合わせて）払い込む必要があります。但し、証券会社によって手続が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。なお、発行要項記載の行使請求受付場所（三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部）では、本新株予約権者の皆様から直接行使請求を受け付けることはできませんので、ご注意ください。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Q3-4	本新株予約権の権利行使はいつまで可能なのか？
A3-4	<p>本新株予約権の行使可能期間は、平成26年9月5日（金）から平成26年9月30日（火）までとなります。株式会社証券保管振替機構が公表している振替新株予約権の新株予約権行使の処理フローの標準処理日程によれば、本新株予約権の行使手続の完了には、原則として、遅くとも、平成26年9月29日（月）の営業時間中に、振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書が口座管理機関（機構加入者）である証券会社の担当部署に到着し、受理がなされ、かつ、当該証券会社にて行使価額の払込みの完了を確認することが必要であると理解しております。なお、お取引先証券会社によっては行使請求の受付期間が異なる場合があります、更に特定口座内、NISA口座内で保有する本新株予約権の行使請求の受付期間も異なる場合があるため、行使請求の受付期間及び具体的な行使手続につきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。</p>

Q3-5	振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書はどこで入手できるのか？
A3-5	<p>振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書については、以下の方法にて入手が可能です。但し、証券会社によって振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書が異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問い合わせください。</p> <p>① 株主確定日である平成26年7月31日（木）の最終の株主名簿に記載又は記録された各株主の皆様には、平成26年8月21日（木）頃に、各株主の皆様がお取引先証券会社に登録しております住所等を送付先として、郵送にてお送りいたします。</p> <p>② 当社のホームページからのダウンロードによる入手が可能です。 (URL : http://www.ro-angesmg.com)</p> <p>③ お取引先証券会社にお問い合わせの上、入手いただくことも可能です。</p> <p>なお、外国居住株主の皆様については、本新株予約権の行使が制限されますが、当社が行使を認めさせていただいた場合には、行使手続に際しては振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書をご利用いただくこととなります。外国居住株主の皆様においては、上記「Q1-11 外国居住株主についての新株予約権の割当て、行使及び売買に関する制約について」をご参照ください。</p>

Q3-6	株式が手に入るのはいつからか？
A3-6	原則として口座管理機関（機構加入者）である証券会社にて本新株予約権の権利行使の振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書の受理（証券会社によっては、行使請求の受付について、書類（振替新株予約権行使・抹消請求取次依頼書）のほか、電子的方法（パソコン等）、又はコールセンターにて受付している場合がございますので各株主様自身にてご確認ください。）及び行使価額の払込みの完了が確認できた日から4営業日目（当該証券会社から当社への本新株予約権の権利行使の請求及び行使価額の払込みが完了した日から3営業日目）に、本新株予約権を行使した株主又は投資家の証券口座に、交付される当社普通株式の残高が記録され、売買が可能となります。但し、お取引先証券会社によって手続きが異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問い合わせください。

Q3-7	本新株予約権の行使により生じる費用について教えてほしい
A3-7	本新株予約権の行使に関して発生する費用はお取引先証券会社によって異なる場合がございますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

4. 本新株予約権の取引について

（平成26年8月1日（金）（予定）～平成26年9月22日（月）（予定）の期間にて受け付けております。）

Q4-1	本新株予約権の売買を市場で行う場合、どのような手続きをすればよいのか？
A4-1	当社としては、本新株予約権の市場での売買については、証券会社を通じて売買することが可能であると理解しております。但し、本新株予約権の売買の手続きや売買に係る受付期間等、詳しいことにつきましては、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。なお、本新株予約権の買付けの取次ぎを行う証券会社につきましては、当社ホームページにて（URL: http://www.ro-angesmg.com ）公表する予定でございますので併せてご参照ください。

Q4-2	本新株予約権の市場における売買単位はどうなるのか？
A4-2	本新株予約権の売買単位は100個単位となるため、100個未満の本新株予約権を市場で売買することはできません。（なお、市場外での売買については売買単位による制限はありません。）

Q4-3	本新株予約権を市場で売却した場合、いくら手に入るのか？
A4-3	本新株予約権の市場における約定価格から売買手数料等を差し引いた金額になります。

Q4-4	本新株予約権を市場で売却した場合、代金はいつ手に入るのか？
A4-4	約定日の3営業日後に各本新株予約権者の皆様のお取引先証券会社における口座に入金されます。但し、本新株予約権の売却につきましては、証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。

Q4-5	本新株予約権の市場での売買により生じる費用について教えてほしい
A4-5	本新株予約権の市場での売買に際しては、お取引先証券会社に支払う売買手数料が発生します（具体的な手数料の金額については、必ずご自身で、お取引先証券会社にお問い合わせください。）。

Q4-6	本新株予約権を市場で買付けした場合、行使までの手続きはどのようなものか？
A4-6	市場で買付けいただいた本新株予約権は約定日から3営業日後に受け渡しとなります。かかる本新株予約権の行使に関する手続きは、当初割当てられた本新株予約権の行使と同様ですので、上記「Q3 - 3 本新株予約権の行使を行う場合、どのような手続きをすればよいのか」をご参照ください。但し、お取引先証券会社によって手続きが異なる場合がございますので、必ずご自身で、お取引先証券会社へお問い合わせください。

Q4-7	本新株予約権の売買可能期間はいつからいつまでか？
A4-7	本新株予約権につきましては、株主確定日の翌営業日である平成26年8月1日（金）から東京証券取引所へ上場される予定であり、上場されている間は同市場での売買が可能となります。なお、本新株予約権の上場廃止日は平成26年9月24日（水）、同市場における売買最終日は上場廃止日の前営業日となる平成26年9月22日（月）を予定しておりますが、具体的には追って東京証券取引所より発表されます。但し、証券会社によっては受付期間及び手続き方法等が異なる場合がございますので、必ずご自身で、お取引先証券会社までお問い合わせください。なお、後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされた場合には、当社でもプレスリリースにて公表をする予定ですので、改めて当該プレスリリースをご確認ください。

Q4-8	外国居住者が本新株予約権の売買を行うに際して制限はあるのか？
A4-8	本新株予約権は、市場等を通じて売買することが可能ですが、外国居住の株主様に対する適用法令上、本新株予約権の割当て、行使、売買について何らかの制約がある可能性がございます。外国居住の株主様によるお取引あるいは国内居住の株主様が外国居住の株主様への相対によるお取引を含め、それぞれに適用される法令について、事

	前に各自の弁護士等にお問い合わせください。また、外国居住の株主様は、「Q1-11 外国居住株主についての新株予約権の割当て、行使及び売買に関する制約について」を併せてご確認ください。
--	---------------------------------------------------------------------------------------------

Q4-9	本新株予約権の買付けに公開買付規制の適用はあるのか？
A4-9	本新株予約権につきましては、市場を通さずに本新株予約権者から、相対取引にて買付けいただくことも可能です。但し、当該方法により買付けを行う場合につきましては、買付けの期間、買付けの相手先の人数、買付ける本新株予約権の個数等によっては、金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項各号のいずれかに該当し、公開買付けの手続が必要となる可能性もございますので、ご注意ください。詳細につきましては、必ずご自身にて弁護士等にお問い合わせください。

Q4-10	本新株予約権の買付けの取次を受け付けている証券会社について教えて欲しい。
A4-10	本新株予約権の買付けの取次ぎを行う証券会社につきましては、別途プレスリリースにて公表させていただく予定ですが、本ライツ・オファリングに関する当社のフィナンシャル・アドバイザーである藍澤証券株式会社（東京都中央区日本橋一丁目 20 番 3 号。金融取引業者関東財務局（金商）第 6 号）では、本新株予約権の買付けの取次を受け付けております。※なお、本新株予約権の買付けの取次ぎに関する同社の業務の内容及びその詳細については、同社に対して直接お問い合わせいただきますようお願いいたします（藍澤証券株式会社 営業サポート部 TEL：0120-981-580）。

5. 本新株予約権の税金について

本項目では、本新株予約権の税務上の取扱い等のうち、個人に関するものについての当社の考えをお示しいたします。但し、個人及び法人とも、株主の皆様及び本新株予約権者の皆様の本新株予約権に係る税務上の取扱い及び証券口座に係る取扱いについては、ご自身の責任におきまして、税理士等の専門家及びお取引先証券会社等にご確認くださいませようようお願いいたします。また、外国居住者の皆様に対する適用法令上、本新株予約権に係る税務上の取扱いが異なる可能性がございますので、各外国居住者の皆様においては、それぞれに適用される法令の弁護士又は税理士等の専門家にお問い合わせください。

Q5-1	本新株予約権は特定口座と一般口座のどちらの口座に入るのか？
A5-1	各株主様が保有している当社普通株式が記録されている証券口座が、特定口座か一般口座かに応じて、いずれかの証券口座に記録されることとすると理解しております。但し、お取引先証券会社によって取扱いが異なる場合がありますので、必ず各株主の皆様及び各本新株予約権者の皆様ご自身で、各お取引先証券会社へお問い合わせください。

Q5-2	本新株予約権を譲渡した場合の税金はどうなるのか？
A5-2	<p>本新株予約権無償割当てにより取得した本新株予約権の取得価額は、原則として0円となり、他方、市場での売買により取得した本新株予約権の取得価額は取得に要した費用（売買手数料等を含みます。）となると理解しております。本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、譲渡価額から取得価額と譲渡に要した費用（消費税等を含みます。）を差し引いた金額が譲渡益として課税対象になると理解しております（※平成26年中の譲渡益に対する税率は20%（所得税15%、住民税5%）になり、また、所得税額に対し2.1%の復興特別所得税が別途課税されることにより、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）になると理解しております。）。</p> <p>もっとも、NISA口座によるお取引につきましては、非課税投資額内でのお取引から生じた利益は非課税になるものと理解しております。</p> <p>しかしながら、各株主様又は投資家様による本新株予約権のお取引の際の税務上の取扱いについては、必ず、ご自身で税理士等の専門家又はお取引先証券会社にお問い合わせください。また、上記「Q1-14 NISA（少額投資非課税制度）口座における本新株予約権の割当て、行使及び売買について」も併せてご確認ください。</p>

Q5-3	一般口座で管理される本新株予約権を証券会社への売委託によって譲渡した場合、確定申告が必要となるのか？
A5-3	当社は、確定申告が必要となる場合があると理解しておりますので、ご注意ください。

Q5-4	本新株予約権の行使により新たに取得した当社普通株式の取得価額はいくらになるのか？
A5-4	<p>本新株予約権の取得方法に応じ、次のとおりになります。</p> <p>① 本新株予約権無償割当てにより取得した本新株予約権の行使による場合 「権利行使による1株当たりの払込金額」×「権利行使により取得した株式数」により算出した額になります。</p> <p>② 市場での買付けにより取得した本新株予約権の行使による場合 （「市場での買付けにより取得した本新株予約権の株価※」＋「権利行使による1株当たりの払込金額」）×「権利行使により取得した株式数」により算出した額になります。</p> <p>（※取得に要した売買手数料等を含みます。）</p>

6. 大量保有報告書の提出義務について

Q6-1	割当て時の大量保有報告書の提出義務について教えてください
A6-1	現行の法制度に基づきますと、各株主様（金融商品取引法第27条の23第5項に定義

	<p>される共同保有者を含みます。)の株券等保有割合が、(i) 5%を超える場合には大量保有報告書の提出義務が、また、(ii) 大量保有報告書の提出者の株券等保有割合が1%以上増減した場合には変更報告書の提出義務が、発生すると理解しております。大量保有報告書及び変更報告書は、原則として、その提出義務が発生した日から5営業日以内に提出することを要するため、本新株予約権無償割当ての場合には、平成26年8月7日(木)までに当該報告書の提出が必要となりますのでご注意ください。なお、株券等保有割合につきましては、大要、以下の計算式にて計算がなされます。</p> <p>株券等保有割合 = A/B</p> <p>A = 保有株式数 (保有者+共同保有者) + 潜在株式数 (保有者+共同保有者)</p> <p>B = 発行済株式総数+潜在株式数 (保有者+共同保有者)</p> <p>※ 「発行済株式総数」とは、原則として保有者及び共同保有者が大量保有報告書又は変更報告書の提出義務を負った時点における当社の発行済株式総数をいいます。これを把握できない場合には、当社が公表した直近の発行済株式総数又は当社の直前期の有価証券報告書若しくは直近の四半期報告書に記載された発行済株式総数を用いてください。なお、平成26年7月22日時点の発行済株式総数は32,403,900株であります。</p> <p>「潜在株式数」とは、保有者及び共同保有者が大量保有報告書又は変更報告書の提出義務を負った時点において保有する新株予約権等の対象となる当社普通株式の数をいいます。なお、潜在株式数には、本新株予約権無償割当てによって株主様に割当てられた本新株予約権を株主様が全て行使した場合に取得することになる当社普通株式の数が含まれることにご留意ください。例えば、本新株予約権を100個割当てられた場合は、100株が含まれることとなります。</p> <p>なお、上記は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採らなければならない可能性がございます。株券等保有割合の計算は、必要に応じて各株主様の弁護士等にご相談の上、各自の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。</p>
--	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

Q6-2	行使期間中の大量保有報告書の提出義務について教えてほしい
A6-2	<p>本新株予約権の行使期間中、保有者及び共同保有者以外の者による本新株予約権の行使により当社の発行済株式総数が変動し、結果的に保有者及び共同保有者における株券等保有割合が1%以上増減することも想定されますが、現行の制度に基づきますと、金融商品取引法第27条の23第4項に定義される保有株券等の総数の増加又は減</p>

	少を伴わない限り、変更報告書の提出は不要である（当社の発行済株式総数が変動することのみによって変更報告書の提出義務が生じることはない。）と理解しております。
--	--------------------------------------------------------------------------------

Q6-3	行使時における大量保有報告書の提出義務について教えてください
A6-3	<p>現行の制度に基づきますと、上記「Q6-1 割当時の大量保有報告書の提出義務について教えてください」に記載のとおり、本新株予約権の割当てを受けた段階において、保有株式数に潜在株式数を加えて株券等保有割合を計算しますので、本新株予約権が行使されても株券等保有割合に増減はありませんが、かかる行使により保有する株券等の内訳に変更が生じるため、当該変更に係る株券等の数が株券等の大量保有の状況に開示に関する内閣府令第9条の2第1項に定義される発行済株式総数等の1%以上である場合には、変更報告書の提出義務が生じるものと理解しております。</p>

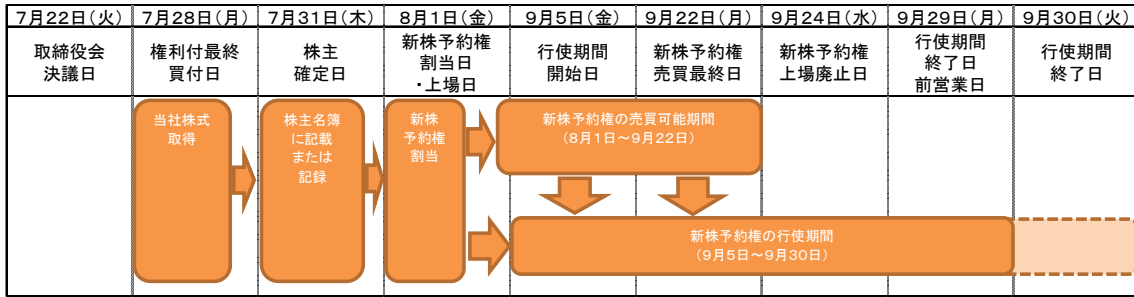
Q6-4	売買時における大量保有報告書の提出義務について教えてください
A6-4	<p>現行の制度に基づきますと、本新株予約権の買付け又は売付けを行った場合におきましては、株券等保有割合が5%を超えるときには、大量保有報告書の提出義務が、また、株券等保有割合が1%以上増減したときには、変更報告書の提出義務が、発生する可能性があるとして理解しております。なお、上記「Q6-2. 行使期間中の大量保有報告書の提出義務について教えてください」に記載のとおり、保有者及び共同保有者以外の者による新株予約権の行使により当社の発行済株式総数が変動し、結果的に保有者及び共同保有者における株券等保有割合が1%以上増減した場合であっても、金融商品取引法第27条の23第4項に定義される保有株券等の総数の増加又は減少を伴わない限り、変更報告書の提出は不要であると理解しておりますが、当該1%以上の増減後に売買等を行った場合、直前の大量保有報告書又は変更報告書に記載された株券等保有割合を基準にして1%以上の増減の有無を判断する必要があることにご留意ください。</p> <p>なお、株券等保有割合につきましては、大要、以下の計算式にて計算がなされます。</p> <p>株券等保有割合 = A / B</p> <p>A = 保有株式数（保有者+共同保有者）+ 潜在株式数（保有者+共同保有者）</p> <p>B = 発行済株式総数+潜在株式数（保有者+共同保有者）</p> <p>なお、上記は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採用しなければならない可能性がございます。株券等保有割合の計算は、必要に応じて各株主様の弁護士等にご相談の上、各自の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。</p>

Q6-5	行使期間終了時における大量保有報告書の提出義務について教えてほしい
A6-5	<p>現行の制度に基づきますと、本新株予約権の行使期間終了日である平成 26 年 9 月 30 日（火）までに本新株予約権の全部又は一部を行使しなかった当社の株主様におかれましては、本新株予約権の消滅に伴い、株券等保有割合が 1%以上減少した場合には、変更報告書の提出義務が発生する可能性がございます。この場合、平成 26 年 10 月 7 日（火）までに変更報告書の提出が必要となりますのでご注意ください。行使期間終了により確定した当社の発行済株式総数を用いて計算した結果、株券等保有割合が 1%以上減少した場合であっても、上記「Q6-2 行使期間中の大量保有報告書の提出義務について教えてほしい」で記載したのと同様に、金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義される保有株券等の総数の減少を伴わない限り、変更報告書の提出は必要ありません。</p> <p>なお、株券等保有割合につきましては、大要、以下の計算式にて計算がなされます。</p> <p>株券等保有割合 = A/B</p> <p>A = 保有株式数（保有者+共同保有者）+潜在株式数（保有者+共同保有者）</p> <p>B = 発行済株式総数+潜在株式数（保有者+共同保有者）</p> <p>※ 「発行済株式総数」とは、保有者及び共同保有者が変更報告書の提出義務を負った時点における当社の発行済株式総数をいい、本件では、原則として本新株予約権が消滅する平成 26 年 9 月 30 日（火）における当社の発行済株式総数を用いることとなります。</p> <p>「潜在株式数」とは、保有者及び共同保有者が変更報告書の提出義務を負った時点において保有する新株予約権等の対象となる当社普通株式の数をいいます。</p> <p>なお、上記は、株券等保有割合の計算の概略を示したものであり、個別の事情によっては、異なる計算方法を採らなければならない可能性がございます。株券等保有割合の計算は、必要に応じて各株主様の弁護士等にご相談の上、各自の責任において行っていただきますよう、お願いいたします。</p>

7. スケジュールについて

本件に係わるスケジュール(予定)は、以下のとおりとなっております。

お手続き等の漏れ、遅れ等がありませんよう、ご注意ください。



- ※1 本新株予約権の売買に係る受付期間は証券会社ごとに異なる場合があります。
- ※2 本新株予約権の権利行使に係る受付期間は証券会社ごとに異なる場合がありますが、原則として、遅くとも平成26年9月29日(月)の営業時間内に行使に必要な手続き等を行っていただく必要があります。
- ※3 指定の期間までにいずれの手続きも行わない場合、本新株予約権が消滅(失権)しますのでご注意ください。

項目	日程	備考
本新株予約権無償割当てに係る権利付最終買付日	平成26年7月28日(月)	本新株予約権無償割当てを受けることを目的として、新規に普通株式を取得する場合は、株主確定日の3営業日前の日までに買付けを行っていただく必要があります。
本新株予約権無償割当てに係る株主確定日	平成26年7月31日(木)	株主確定日の最終の株主名簿に記載又は記録されていれば、特別な手続きを経ることなく、本新株予約権無償割当てを受けることができます。
本新株予約権の市場における売買可能(上場)予定期間	平成26年8月1日(金)から 平成26年9月22日(月)まで	後日東京証券取引所から正式な日程の発表がなされる予定です。当社でもプレスリリースにて公表する予定です。ご確認ください。
本新株予約権に係る株主割当通知の送付日	平成26年8月19日(火)	各株主の皆様の住所等を送付先として、本新株予約権に係る株主割当通知書等が送付されます。なお、本新株予約権の割当及び上場は株主割当通知書の到達前に行われますのでご注意ください。
本新株予約権に係る株主割当通知の到達日	平成26年8月21日(木)頃	

<p>本新株予約権の 権利行使の受付期間</p>	<p>平成 26 年 9 月 5 日(金) から 平成 26 年 9 月 30 日(火) まで</p>	<p>本新株予約権の行使を希望する本新株予約権者の皆様につきましては、原則として、平成 26 年 9 月 29 日（月）の営業時間内までに行使に必要な手続き等を行っていただく必要がありますのでご注意ください。但し、証券会社によっては行使請求の受付期間が異なる場合がありますので、お取引先証券会社へ直接お問い合わせください。</p>
------------------------------	-----------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

8. 本件の問い合わせについて

本件に関する専用のお問い合わせ窓口

藍澤証券株式会社 営業サポート部

電話：0120-981-580（土・日・祝日を除く平日 8：30～17：00）

アンジェス_MG株式会社 経営企画部

電話：03-5730-2641（土・日・祝日を除く平日 9：30～17：30）

ホームページ（URL：<http://www.ro-angesmg.com>）

以上